

法務委員會議録第四十一号

昭和三十年七月二十六日(火曜日)

午後二時二十三分開議

出席委員

委員長 世耕 弘一君
理事 古島 義英君 理事 山本 条吉君
理事 三田村 武夫君 理事 馬場 元治君
理事 福井 盛太郎君 理事 古屋 貞雄君
理事 田中 幾三郎君

樺名 隆君 林 博君
松永 東君 眞鍋 儀十君
生田 宏一君 小林 錦君
徳安 寛藏君 船田 中君
佐竹 晴記君 細田 綱吉君

出席政府委員
法務政務次官 小泉 純也君
委員外の出席者

検事(民事局参事官)
参考人(弁護士) 平賀 健太君
専門員 片山 繁男君
専門員 小本 貞一君
専門員 村 教三君

七月二十五日

委員横銭重吉君辞任につき、その補欠として福田昌子君が議長の名で委員に選任された。
同日二十六日
委員益谷秀次君辞任につき、その補欠として徳安寛藏君が議長の名で委員に選任された。

七月二十五日

憲兵隊押収物件返還に関する請願(高津正道君紹介)(第四四八九号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員の補欠選任

参考人招致に関する件

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案(福井盛太郎君外六名提出、衆法第五四号)

○世耕委員長 これより法務委員会を開会いたします。

この際小委員補欠選任についてお諮りいたします。すなわち最高裁判所の機構改革に関する小委員会及び交通犯罪に関する小委員会の小委員がそれぞれ欠員となっておりますので、この補欠選任は次の通り指名したいと思ひます。

最高裁判所の機構改革に関する小委員には

古島 義英君 高橋 禎一君
古屋 貞雄君 福田 昌子君
田中幾三郎君 佐竹 晴記君
を、それから交通犯罪に関する小委員には

横井 太郎君 眞鍋 儀十君
生田 宏一君 古屋 貞雄君
細田 綱吉君 吉田 賢一君
を、それぞれ御指名するに御異議ありませんか。

○世耕委員長 異議なければさう決定いたします。

○世耕委員長 接収不動産に関する借地借家臨時処理法案を議題といたし審査を進めます。
なお本案について日本弁護士連合会の代表であります片山繁男君を参考

人といいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

○世耕委員長 御異議なければさうに決定いたします。

それでは質疑に入る前に片山参考人より御意見を聴取することにいたします。片山参考人。

○片山参考人 お招きにありがとうございます。この際小委員補欠選任についてお諮りしたのと同じく、接収不動産に関する借地借家臨時処理法案に対して意見を申し述べます。

ただいまより申し上げます意見は、私個人の意見ではなくして、日本弁護士連合会の決定いたしました意見でございます。私はただそれを陳述するにすぎないことを御承知願いたいと思ひます。

日本弁護士連合会は司法制度調査委員会というものを常置いたしております。全国の弁護士会から百名の委員を選びまして常時いろいろの法案その他について意見を決定いたしております。本法案につきましても数回上程されまして、連合会といはしまして本委員会並びに参議院の委員会へたびたび参りまして意見を申し述べております。簡単に申し述べることにはいたしません。

結論から先に申し上げますと、本法案は憲法違反であるという結論を日本弁護士連合会は決定いたしておるのであります。すなわち憲法二十九条は、御承知のように財産の不可侵を定めております。そうしてこれが例外とい

しましては、公共の福祉に関する場合に制限を許しております。そういう場合にのみ許すものであります。その場合、これに与えなければなりません。ある一部の人の利益のために他の財産権を侵すことは絶対に許されないものと解釈するものであります。そうだといたしますならば、本法案は、過去に遡及してある一部の者の不利益のためにある一部の者を救うという結果になるのであります。これはいわゆる公共の福祉ではなくて、単なる一部の者を助けるための法律だと考えなければならぬ。なお本法は不利益に遡及しないといふのが大原則であります。本法案が過去にさかのぼって遡及してその効力を及ぼすのであれば本法案の意味はございません。本法案を拝見いたしますと、すべて遡及してその権利を制限するのであります。そうだといたしますならば、法の不遡及の原則はこわされるわけであります。これらいろいろの議論よりいまして、この法案には絶対不賛成なのであります。

なお第二に、本法案は非常に時期を失したというらみがあるものであります。昭和二十六、七年度から御立案になりまして、意見を連合会にも求められたのであります。終始一貫して、連合会といはしましてはすでに時期を失しておるといふことを絶えず申し上げたのであります。それが二十八年度、二十九年度、三十年度とすでに議論を始めてから五年間を経過いたしておりますのであります。御承知のように終

戦後に罹災都市借地借家臨時処理法が制定されましたが、その十条によりまして、昭和二十六年六月三十日をもって、いわゆる登記のない建物をもって対抗し得るという、あの法律によつて定められた対抗要件が消滅したのであります。それでありまして、もしこの接収不動産の中に、あの罹災都市云々の法律に含まれるものがあるといはしますならば、その土地あるいは建物については自由に処分して、第三者はこれに対抗し得るのであります。そうだといたしますならば、それ以後に権利を取得いたしました者が、接収地の不動産、土地等につきまして第三者にこれを譲渡し、あるいは処分した場合において、本法案が適用されるといたしますと、不測の損害をこうむらなければならぬ。時期におくれたといふことはこれをもってしても明らかなのであります。すでに罹災都市借地借家臨時処理法そのものが非常に変態な法律でありまして、あの単なる一片の法律をもってあれだけの権利を抑制したのであります。しかしながら、当時は御存じのように、国民はぼう然自失しておりますし、すべて罹災都市は焼け野原になっておりまして、直ちにそこに何らの処置を講ずる人はほとんどなかったのです。そうありますから、あの法律の制定施行されることによつて、一部の混乱を防ぎ得たことは事実であります。しかしながらあの法律のために、いまだに新宿あるいは池袋等においては訴訟が絶えない。仮処分のやりつこをし

ている場所もあるのであります。不備な法律であり悪法であると称される変態の法律でありますがゆえに、そういう事態を生ずるのであります。本法案をもしここに制定、施行されますと、善良なる、いわゆる許された権利者を非常に害する結果になることを憂えるのであります。それがゆえに第二に、時期におくれたものであるということをし上げて反対の理由といたします。

第三に、本法案は正当な権利者の権利を侵害するにかかわらず、損害の補償が十分に与えられていないといううらみがあるのであります。もちろん連合会としては、憲法違反という建前をとりますがゆえに、これらの細目について検討するの要はないかもしれません。しかし、これが成立したしますとするならば、接収される當時に所有していた土地建物の所有者は不測にそれを侵害されているのであります。そうでありますから、これらの者が十年を経過した今日において、罹災都市借地借家臨時処理法その他によって許されたものとして、自己が他に処分し、あるいはどうかしている場合において、単に法案を拜見すると、借賃その他について、あるいは相当な条件という文句がござりますが、いずれも統制令のもとにおかれた補償にすぎないと考えられます。そうだといたしますならば、譲渡の対価あるいは借賃等に先取特権を与えられなくても、十分なる補償にはならないと考えられるのであります。しかも経済状態は非常に変動したしておりまして、今日この法律を施行することによって害される率ははなはだ多く、それに対する補償は

はなはだ少いと考えなければならぬのであります。

第四に、本立法によらなければ、いわゆる接収当時の借地人、借家人の権利の擁護ができないうらみがある。こういう問題でありまして、これは本日はいまだきませんでしたが、一昨年度にいたしました参考資料によりますと、判決が二、三載っておりまして、これらは、這般の事情をすべて考慮いたしまして、権利のある者については判決によつてこれを認めておるのであります。それゆえに正当な権利者は保護されていられるといわなければならぬ。だからこれらの人たちは、その間において自己の正当な権利を裁判所に訴えて、いろいろの事情をしんじくして、自己の権利の遂行ができただけであります。今さらこれを法律によつて一律にいたしますことは、その権利を有する人自体にとつても、単なるおせっかいにすぎないんじゃないかという気がするのであります。これらのうらみにこの法案においては、単に接収時に建物が増減し、あるいは期限が到来したもののみを保護する本法案の趣旨のようでありまして、そうでなく、すべての場合において、裁判所の判断において正当に保護されるものは保護されるようにすべきが当然であつて、本法案を今さら十年後に設けてこれを制約することは、当を得たものではないと考えるものであります。

それから第五に、本法案は各条とも不明確な字が多いと申し上げたいのであります。これは皆さんも御存じのうちに、先ほど申し上げました罹災都市借地借家臨時処理法は天下の悪法とみなす人が多いのであります。一条、二

条、三条とたどつていきますと、現在解釈に苦しんで、裁判所もいまだ判例を確立していないものが多々ございまして、これらの文字をそのままとんと踏襲されたのが本法案のようでありまして、そうだといたしますならば、前の法律は混乱の際にできたものでありますからよろしいといいたしましても、現在すつかりみな冷静に返り、平和に返つていられる今日において、問題の残るような文字を羅列して本法案を制定されることは、疑義のみ生じて、あるいは目的とされる権利の擁護にならないのではないかと、うらみがある。二、三これらについて申し上げてもわかりますように、

最初に本法案の目的として掲げられてゐる第一条は「安全保障条約第三条に基く行政協定を実施するため日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊若しくは日本国に駐留する国際連合加盟国の軍隊等に接収された土地又は建物に關し」云々となつております。そうしてこの定義としての第二条は旧土地工作物使用令、これはもう廃止になつた法律であります。これによつて接収されたものの、または今の国が建物の所有権を賃借したもの、あるいはこれも問題であります。賃借権者から直接その占有に移した行為、こういうものが列記されているのであります。第一の問題はいわゆる安全保障条約第三条に基く行政協定、これは二十九条もある、しかも長い条文でありまして、こういうものを引用して果して解決ができるのでしょうか。しかも土地工作物使用令のごときは、もう数年前に廃止された法律であります。これらのものを引用してこれらの解決を求めようとするに

は、多大の疑義の起ることが予想されるのであります。しかもただいま申し上げました「賃借権者から直接その占有に移した行為」というのがありますが、これは果してどういふところへ限界を求められるか。進駐軍がお前の家を自分の家になりたいという場合にはどういふことになるか、これらの問題についても疑義は全然解決されない。考える。なお前の罹災都市借地借家臨時処理法で常に裁判所で問題になりまして賃借の成立後の對抗要件の問題、申出権者、これは転借人その他の者に認める範囲、権原による使用許可の問題、正当な事由の問題等、多々解決されない文字がこれに使用されておりました。われわれから考えますと、いま少し洗練された法律であれば別として、疑義は多大に生じてくるものと考へるのであります。いづれにいたしましても連合会といたしましては、第一に根本の問題として、本法案は時期をおくられて、しかも法の大原則に反し、しかも憲法の条章にまっこうから反するものだ、こういう意味において、法の擁護のためにかくのごとき法律の成立を阻止したいと考へておるのであります。

簡単であります。一応の意見を申し上げます。

○世耕委員長 次に政府当局より意見を求めます。小泉法務政務次官。

○小泉政府委員 私から本案に対しましては、本法案につきましても、法務省においては種々検討いたしました結果、不適当であるという結論を得まして、岸本事務次官から閣議決定に基きまして内閣官房長官あて意見書を提出いたしましたのであります。大臣の決裁を得て官房長官に提出いたしましたのが七月二十日でございます。大臣の決裁を得たのでございまして、当然大臣も同意されたのであります。この意見書をもつて当局としての意思表示にかえたと思ひますので、これを一応読み上げさせていただきます。

接収不動産に關する借地借家臨時処理法案について

表記の法律案は、以下述べる理由により、正義と衡平に反し、きわめて當を得ない立法であると考へられる。

第一 法律案の要旨

本法案の骨子は次の二点に要約することができ。

第一点 終戦後連合軍占領軍のために土地又は建物の接収が行われた当時借地人又は借家人であつた者で、接収のために借地法又は借家法による権利の行使を妨げられた結果、借地権又は借家権を失ひ、あるいはこれら

の権利を第三者に對抗することができなくなつたものがある。と考へられる。本法案は、このように接収のために不利益を被つた借地人又は借家人に対し優先的に借地権又は借家権を取得する機会を与へ、又はこれらの者のために借地権の存続期間を延長し、また登記や引渡を要しないでこれらの者の有する借地権や借家権に第三者の抗力を与えようとするものである。第三

条から第十一条まで、及び第十三条。

第二点 戦時中防空法による強制疎開が行われた土地で戦後接収の対象となったものがあるが、これらの土地については強制疎開当時の借地人は戦後も事実上これに復帰することができなかった。本法律案は、これら強制疎開当時の借地人に対しその土地について優先的に借地権を取得する機会を与えようとするものである。(第十二条)。

第二 右に対する意見

一 本法律案中、前記第一点に該当する事例はきわめて稀有であつて、この点に關する立法の各規定は實際上殆んどその適用がある場合を予想し得ない。のみならず、もし仮にその適用を見る場合があるとすれば、土地又は建物の現所有者その他の権利者に不測の損害を与へ、甚だしく不公平な結果を招き、また、不動産取引の安全を著しく害することにもなる。

二 本法律案中、前記第二点、事實上強制疎開当時における借地人の借地権の復活を図るものであつて、第一点が殆んど有名無実であるのに反し、本法律案の生命をなすものであるが、次の理由によりきわめて妥當を欠く。

1 これらの借地人は、強制疎開の際、當時としては相當の補償を受け、その借地権は當時すでに完全に消滅しているものであつて、いまさらこれが復活を図ることは全く合理的根拠を欠く。

2 もしこれらのすでに消滅した借地権を復活させるとすれば、当該土地について適法に所有

権、賃借権、抵当権その他の権利を取得した第三者に不測の損害を与へ、結局これらの善良な第三者の重大な犠牲において旧借地人に不当な利得をさせる結果となり、著しく正義と衡平に反する。

3 罹災都市借地借家臨時処理法第九條は、一見本法律案第十二條と趣旨を同じくするかのようであるが、前者は終戦直後の経済的混乱の時機における特殊事情下の異例の恩恵的措置であつて、當時としては右2に述べたような不都合を生ずるおそれもなく、當時の立法としては必ずしも不当とはいへないのであるが、終戦後すでに相當期間を経過し、経済事情の一変した今日、同様の立法をすることはきわめて不當である。

4 強制疎開地の旧借地人で、旧借地に復帰できなかったのはひとり接収の対象となつた土地の借地人だけに限られない。しかるにひとり接収の対象となつた土地の借地人のみについてその旧借地権の復活を認めることは、この点においても著しく公平を欠く。

これが岸本事務次官から、閣議決定事項にのつと大臣の決裁を得て、内閣官房長官に提出した意見書であるのでございまして、当局としての本法律案に対する見解は、この意見書に尽きておるものと御了承をいただきたいのでございます。

なお一言申し添えておきますが、委員長初め委員の方々に御承知の通

り、花村法務大臣としてはこの法案の趣旨には前国会以来御賛成であつたのでございまして、しかるところ最近この問題が国会に提出されてから、省議を開いていろいろ事務当局と相談なさいました結果、法務大臣でなかつた當時の意見としては自分も賛成の趣旨を述べたことがあるけれども、事務当局のいろいろ意見等を参照をして、法務大臣としてはやはり事務当局の意見に同調をして、今までの賛成の趣旨をば貫くものではないという意味の意思表示がなされて、本法案の取扱ひについては、法務省においては政務次官と事務次官に於て一任するから、しかるべく善処してくれという御申出があつたことをば御参考までに申し添えておきます。

○世耕委員長 質疑はございせんか。

○徳安委員 政務次官に伺います。

この法律案が議員提案によつて提出されました日にちと、それからたゞいま御報告を受けました、法務大臣が省議を開いて決定された日取り、並びに、閣議に報告なさつたというところは、これは岸本事務次官が法務大臣抜きでなさつたのですか。あるいはまたその手続等について御説明を願ひたいと思ひます。

○小泉政府委員 お答え申し上げます。私の先ほどの説明に言葉の不足がありまして、十分に御了解をいただかなかつたように存じますが、これは閣議に提出したのではございませんで、前の閣議決定事項の中に、法案に対して特別の意見のあるものは事務次官から官房長官に申し出よという、全般に對することでございますが、閣議決定

事項があるようでございまして、その閣議決定事項にのつとて、この法案に對して岸本事務次官から官房長官あてに、結論から申し上げますれば、不當である、法務省としては反対であるという意思表示をいたしましたのでございまして。閣議に申し出たのではなくて、閣議決定事項にのつとて、事務次官から官房長官に意見書を提出いたしましたという意味でございまして。その意見書を提出したのが七月二十日付でございまして。もちろんこれは大臣に報告をいたしまして、大臣の決裁を受けて提出されておりますので、大臣もこの意見に賛成をされたということに相なるといふ意味を申し上げたのでございまして。なお大臣と事務次官と私と話し合ひまして、この法案についてはあつて政務次官と事務次官に善処方を頼むと、まあ一任をするという大臣からの意思表示を私も兩次官が受け取りましたのは、たしか木曜日から金曜日まであつたと私は記憶いたしております。また大臣と事務次官、事務次官や民事局長等との意見書を出すについての話合ひの行われましたのは、多分大臣が私どもに一任をなさいましたやうに先週中あるいは月曜日から水曜日まであつたと思ひますが、なお後刻事務当局によく明確に調べさせましてお答えをいたします。

○徳安委員 今月の二十日の日に事務次官が官房長官に書簡を出した、その書簡はもちろん法務大臣の決裁を得ておる。その後に至つて省議を開いて、その事務次官と政務次官にその取扱ひを善処するように一任したというのですが、私も考えてみるとどうもそこらに落ちないような点があるので

あります。しかもこの法案が提出をされましたのは、御承知のように前ではございませんで。ほんとうに二、三日前のことであります。おそろくは二十日にそういう意見書を出したのではありませんか。この法案が出たあとから省議を開きになったのではないかと、こう思うのですが、これはいかがです。本法案が出てからそういう事務次官と政務次官に一任するといふ工合になつたと思ふのですが、まだこの法案は二十日には出ていないのです。その前に意見書が出ておる。そのときには法務大臣は判を押しておるのですが、その間のあやを明確にしたいだきたいと思ひます。

○小泉政府委員 お答え申し上げます。この法案が衆議院の事務局に提出になつたのは十八日と承知をいたしております。もちろん提出になりましたのでこれに對して何らかの態度もきめ、法務省としての対策も講じなくちゃいかぬというやうなことで、先ほど申しましたように大臣に御相談申し上げ、大臣の賛成を得て官房長官への意見書の提出となり、なおまた省議が開かれまして、事務次官に一任をするということに相なつたのでございまして、これはありますので、その前後の關係は私もよくきわめておりませんが、この法案の提出に對しては法務省としては今みたいな取りはかりをいたした、措置を講じたといふことを私は率直に申し上げておるやうなわけでありまして。

○徳安委員 率直なお話でございまして、私も別にそれを取り上げてど

うこうということはございせんが、かつて花村現法相も一議員でありました当時は、この問題に対する熱心なる提唱者であり、みずから進んで案をお作りになったり、御討議になつていただいた方でありました。これが大臣になられて事務的に考えた場合と違ひであつた、こうはつきりおっしゃるならば何をか言わんやでありますけれども、法務大臣の最近までの御説明を私どもが漏れ承つておるところによれば、それほど御反対ではなくて、過去における自分の言動に相当深い責任を持つておるかのごとくに考えておりました。しかしもうはつきりと反対だということを出されまして以上はやむを得ませんけれども、しかしやうなことは私どもはまことに遺憾なことだと思つております。以上で終ります。

を私ども承つておるのです。そういう事実があるのかないかは別にいたしまして、さうなことに對して相當考慮をされての法務大臣の御意思決定であるかどうか、そういうことを伺いたいと思ひます。

○古屋委員 法務省の御意見はただいま承つたのですが、ただ私どももこういふやうなことをお尋ねしておいた方がいいと思つたのです。せっかく平賀参事官もお役人であるので伺いたい。平賀参事官はお役人であるにもかかわらず、この問題に終始反対しておつた。各議員さんを歴訪したり、ある場所に行つて法務省の今の意見を發表する前に御自分がこの法案に反対運動をしたという事実を仄聞するのであります。そういう事実があつたかどうか、さうなことを法務大臣は御承知の上で本件の決定に従ふことになつたのかどうか、そういうことを御答弁願ひたいと思ひます。いわゆるお役人さんでありながら本法案に對して議員さんのおるところあるいはその他の場所での反対の意思表示をしておつたという事実

○小泉政府委員 古屋委員のお尋ねに對して、私の知る限りにおいて御了承を願つておきたいと思つてございまして、実は大臣が反対であるという意思を省内において御発表になつたのは、先ほど私が申し上げました官房長官に反對の意見書をば出すということで大の決裁を受けたとき、公式に一番の始まりかと私も解釈しております。皆様方もさうに御解釈いただいた方がよいのじやないかと思つてあります。なお先ほどの徳安委員の御意見にも触れるのでございまして、大臣は前は賛成であつたといふことは私もよく承知いたしております。しかしながら最後には先ほど申し上げた通りでございまして、その辺の事情を御賢察をいただきたいと思ひまして、先ほどの意見書をば御披露申し上げましたあとにつけて加えて、私から大臣の御態度について申し上げたやうなわけであるのでございまして。

○古屋委員 法務省の御意見はただいま承つたのですが、ただ私どももこういふやうなことをお尋ねしておいた方がいいと思つたのです。せっかく平賀参事官もお役人であるので伺いたい。平賀参事官はお役人であるにもかかわらず、この問題に終始反対しておつた。各議員さんを歴訪したり、ある場所に行つて法務省の今の意見を發表する前に御自分がこの法案に反対運動をしたという事実を仄聞するのであります。そういう事実があつたかどうか、さうなことを法務大臣は御承知の上で本件の決定に従ふことになつたのかどうか、そういうことを御答弁願ひたいと思ひます。いわゆるお役人さんでありながら本法案に對して議員さんのおるところあるいはその他の場所での反対の意思表示をしておつたという事実

○小泉政府委員 古屋委員のお尋ねに對して、私の知る限りにおいて御了承を願つておきたいと思つてございまして、実は大臣が反対であるという意思を省内において御発表になつたのは、先ほど私が申し上げました官房長官に反對の意見書をば出すということで大の決裁を受けたとき、公式に一番の始まりかと私も解釈しております。皆様方もさうに御解釈いただいた方がよいのじやないかと思つてあります。なお先ほどの徳安委員の御意見にも触れるのでございまして、大臣は前は賛成であつたといふことは私もよく承知いたしております。しかしながら最後には先ほど申し上げた通りでございまして、その辺の事情を御賢察をいただきたいと思ひまして、先ほどの意見書をば御披露申し上げましたあとにつけて加えて、私から大臣の御態度について申し上げたやうなわけであるのでございまして。

○古屋委員 法務省の御意見はただいま承つたのですが、ただ私どももこういふやうなことをお尋ねしておいた方がいいと思つたのです。せっかく平賀参事官もお役人であるので伺いたい。平賀参事官はお役人であるにもかかわらず、この問題に終始反対しておつた。各議員さんを歴訪したり、ある場所に行つて法務省の今の意見を發表する前に御自分がこの法案に反対運動をしたという事実を仄聞するのであります。そういう事実があつたかどうか、さうなことを法務大臣は御承知の上で本件の決定に従ふことになつたのかどうか、そういうことを御答弁願ひたいと思ひます。いわゆるお役人さんでありながら本法案に對して議員さんのおるところあるいはその他の場所での反対の意思表示をしておつたという事実

○小泉政府委員 古屋委員のお尋ねに對して、私の知る限りにおいて御了承を願つておきたいと思つてございまして、実は大臣が反対であるという意思を省内において御発表になつたのは、先ほど私が申し上げました官房長官に反對の意見書をば出すということで大の決裁を受けたとき、公式に一番の始まりかと私も解釈しております。皆様方もさうに御解釈いただいた方がよいのじやないかと思つてあります。なお先ほどの徳安委員の御意見にも触れるのでございまして、大臣は前は賛成であつたといふことは私もよく承知いたしております。しかしながら最後には先ほど申し上げた通りでございまして、その辺の事情を御賢察をいただきたいと思ひまして、先ほどの意見書をば御披露申し上げましたあとにつけて加えて、私から大臣の御態度について申し上げたやうなわけであるのでございまして。

了解を得たわけではございせんが、民事局としては終始變更さるやうな意見だといふ、いわゆる結論を申し上げますれば反對の意見を陳述されまして、これは、私もそばにおつてよく承知しております。なおまた聞くとおつたにやれば、自由党の政調会からもその話を聞きたといふ、さういふのにもたしての立場、これに對する意見をば申し述べられておるはずでございまして、これは私もよく承知をいたしております。ところでございまして、ここに平賀参事官が反對の運動をされたといふやうなことは、私も万あるまいと信じておりますし、あるいは意見が聞かれてその意見を述べられた結論が反對であるといふことからして、受け取り方によつては平賀参事官が反對の運動をしていふやうな誤解も与へたのではないかと存じますので、もしさういふ誤解を与へておつた点があるといひますならばおしからず御了承をいただきたく存じます。

○権名(隆)委員 昨日の読売新聞の夕刊に「議員立法、原則的には反対、政府態度を決定」これは議員立法は大部分予算措置ないしは予算の変更を伴ふものなので政府としては原則的に反対する方針を決定した、こゝういふことが出たおるのですが、これに基いて結局議員立法である本法案も反対するといふことになつたのでございせんか。

○小泉政府委員 ただいま権名委員のお示しになりましたその新聞記事は私も承知しておりますし、なお民主党の代議士会等にもさういふ点についての意見の交換をされたことがあると私は承つております。しかしながら

○小泉政府委員 ただいま権名委員のお示しになりましたその新聞記事は私も承知しておりますし、なお民主党の代議士会等にもさういふ点についての意見の交換をされたことがあると私は承つております。しかしながら

本法案とさういふやうな内閣の決定が議員提出の法律案には反対であるとかなんといふことは——議員提出の法律案であるから、本委員会にかかつております本法案に對して反対であるといふやうなことは全然ございせん。これは議員提出であるから、あるいはないからといふやうなことでなしに、本法案そのものの先ほど申し上げましたやうな趣旨によつて——これは私が承つておるところでは、法務当局は、これは今回に限つたことではな、前国会以来、ずっと前から終始貫當でないといふ見解を持つて反対をしてきておるのであると承つておりますので、今回本委員会に提出されました本案の趣旨と申しますか、本法律案そのものが不適当であるから反対をするといふのが法務省の見解でございまして、議員提出法律案にはみな反対であるといふやうな内閣の意思に沿つてこれに反対をするといふやうなことは全然ございせんので、その点を御了承いただきたいと思ひます。

○権名(隆)委員 この法案は第十三国会、第十四国会、第十五国会を経て第十八国会まで継続審議の議案であるといふことも御承知でしょうか。

○小泉政府委員 それも承知いたしております。その継続審議中も、意見を明らかにしたかどうかは私もよくつまびらかにいたしておりますが、法務省の民事局においては終始一貫不適当なりといふ見解をもつて法案の成り行きを見守つていたように私は、政務次官就任後承つております。

○権名(隆)委員 そうしてこの法案が第十九国会において衆議院で可決せられ、参議院へ送付せられて、さうして

参議院へ送付せられたときに解散となつて審議終了となつたといふ点はいかがでございましょう。

○小泉政府委員 その点もよく承知いたしております。当時においても、法務省においてはやはり同じ見解で、この法案の成立を希望してはなかつた。今日まで継続審議、あるいは参議院において審議終了となつて成立をしておりませんでしたので、反對の意見をば表面に強く打ち出すといふやうなことがなかつたのではないかと私は推察をいたすのであります。今回はほとんど超党派的にこの法律案が議員提出になつて成規に提案をせられた。これは私もさういふに申し上げますが、今までのやうな態度でございまして、これは提案された方々の御意思にはそぐくもしらぬけれども、法務省は法務省としての明確な意見を打ち出して善処していただきたいといふ態度になつたのでございまして。

○権名(隆)委員 法務省が当初から反対であつたといふことはよろしゅうございまして、十九国会において衆議院で可決する前においては、衆議院においてあるいは法務委員会において内容について審議が相当あつたといふことはいかがでございましょうか。あるいはまた審議をなさずして衆議院で可決せられたのか。

○小泉政府委員 もちろん前の国会においても種々審議を尽くされたことは仰せの通りでございまして、前の国会におきましては、法務当局としての見解を明らかにする機会がなかつたと私は事務当局から承つております。

○権名(隆)委員 花村法相は、大臣に

の辺のことはどうも政務次官である私

ことなんでしよう。少くともわれわれは法務省からこれ文句言われる筋はないのです。われわれは、われわれ

る法務当局の見解を聞きたい、こういう委員長からの御要求があつたということ、今のような意見書等を準備

今回に限っては強く、本法案の成立しないことを要望するといふ要望がされておるといふ例はなかったと思うが、

なりました事務次官にもその辺のこと
を、たたいま古屋委員の御議論を私か
ら伝えまして、なお後日の委員会に詳
細申し上げますが、特に強く打ち出し

たというようなことではなくて、やはり今までのいろいろ正式にこういう意見を發表するいい機会がなかったので、多年の懸案であるから、もう今日はやはり理由その他についても明確に法務当局の意見をば申し上げた方がよくないかというような考え方からの措置ではないかと私は拝察をいたしておるのでございまして、なお事務次官によく事情を聞きまして後列申し述べさせていただきます。

○古屋委員　ただいまの御答弁で事情がよくわかりましたが、そういたしますと本法案審議に対する参考として法務省の意見はこうである、こういうように承わつてよろしゅうございませうか。

○小泉政府委員　ただいま古屋委員の仰せられる通りでございますして、大臣の決裁を得て官房長官あて岸本事務次官から申し入れをいたしました意見書が正式の見解であることはもちろんでございます。

○徳安委員 もう一つ政務次官に伺いますが、私どもの自由党ではすでに政調会も通り総務会も通り、執行部も通り、あるいは委員会も全部通っております。従つてだてや冗談に出しているわけではございませんので、この問題はいもつと的確に政府当局の言質を聞いて参りませんと、あるいは両党間にもこれがためにおかしな空気になるてはいけないと思うのですが、一体法務大臣のそういう態度はあとから論議するといいたしましても、ただ官房長官にそういう趣旨のものを出された、これまで法務大臣は賛成であつたけれども、省議の決定によつて自分もそれに賛成せざるを得なかつた、それでそういう

書類の決裁をして官房長官に出したというだけで、これは法務省の見解だ——法務省も政府の一部でありますから、これは政府全体の意思と見ていいかもしれません。が、私は今の言い方はそうじゃないのじゃないか。これが閣議にでも報告されて、総理からもはつきりと閣議決定としてお話になるなら別問題ですが、これまで法案がたくさん出ましても必ずしも省そのものが無条件で全部賛成したものばかりありません。省それ自身は反対するものもあれば、あるいは政府が出

された案でも、私どもが修正をしてそれにやむなく乗ってこられた案もあるのですから、必ずしも法務省が反対せられたからといってわれわれが拘束せられることもありませんし、同時にまたそれがそれほど強い大きな制約

を及ぼすものとは私は考えていないのです。しかし先ほどから再三お話があるように、前国会におきましても満場一致で決定したのです。しかもそれが時の経過はありますけれども、そう幾い間も経過でまごまごしません。

これは社会党も民主党、自由党、みな
が満場一致で通した案であります。で
すからこれが急に事務当局のはつきり
した意思が強いので、法務大臣もこれ
に同意されたのは、これはやむを得ぬ
と思いますけれども、これは法務省だ

けの意見としてただ官房長官に出しただけなんだ、だからして鳩山内閣それ自体はまだこれに対しては、内閣がこれはいかぬという意思表示をしたのじゃないんだ、こう理解してもいいのですか。あるいは法務大臣が決裁をして出してしまった以上は、これは閣議決定も同様ですから鳩山内閣は絶対に

反対です、こうおっしゃるのですか、それを一つはつきりと伺いたい。

○世耕委員長 徳安君に私からお答えいたします。先ほど小泉政務次官からのお答えがあつたようでありますが、小泉政務次官は就任日浅くてこの事件にあまう精通されていないようであります。それから次官と相談して次の委員会に正確にお答えするように私にはお聞きしたんですが、さようであるかどうか、一つその点をはっきりこの際小泉次官からお答えを願いたいと思います。

○小泉政府委員 委員長の非常に御好意あるお取り計らいには感謝申し上げれます。ただ本日の意見書の意見を求められた場合に、先ほど来申し上げましたような大臣の決裁を得て官房長官に法務当局の見解を明らかにしておる。

これを一つ読み上げて法務当局の見解の答弁にしていただきたいというこのの点は大臣、事務次官、民事局長とも打ち合せ済みでございます、大臣も一つ君、僕にかわって法務委員会に出てさような意見を申し述べたがよろうな

ということ、今まで申し上げました点は十分相談の上、私が大臣のかかりに出まして、今まで述べたような御答弁を申し上げたわけでございます。なおまたただいま委員長のお計らいの通り、先ほど古屋委員の御質問もござい

ますので、なお詳しいことをば大臣事務担当ともよく御相談を申し上げます。十分御理解のいくようなお答えを申し上げます。

ただ一つ、ただいまの官房長官に意見書を出したからそれどころかというお尋ねがございましたが、これももちろん法務省が反対をしたからという

て、内閣が反対であるからといって、委員、国会の決定、いわゆる議員提出の法案を法制約する何ものもないのにお互い十分了解しておる通りでございます。ただ法務当局としては閣議決定の事項がございしますので、それへのつとめて——これも私正確には記憶しておりませんが、閣議決定の事項とは議員提出の法案について意見がある場合には、その法案の直接関係のある当局としては官房長官あて意見を申し出よというのが閣議決定の事項になつておるようであります。その閣議決定

事項のつとめて、本法案については法務省が管轄と申しますか、担当でございますので、省議を開いて事務次官から官房長官にかような意見書を提出したわけでございまして、法務省が反対であろうが、内閣が反対であろう

が、議員の審議權というものはまた別のものであることは私が申し上げる必要はないはずでございます。なおまた官房長官にさような申し出をいたしましたからといって、それがいわゆる鳩山内閣の意思になるとか、鳩山内閣の

に「閣議の審議結果を以て閣議の決定をどうするか」といふことは、法務当局のあずかり知らざるところでございまして、あとはあるいは法務当局の意見書の提出によって、官房長官がお取り計らいになる事柄でございまして、ただ官房長官まで閣議決定事項

にのつとって意思表示をしただけでござい
ます。

○古屋委員 私は意見を参考に承わる
だけです。私からそんなにしつこく聞か
なくてもよいじゃないかと思うのです。
むしろ聞きますなら逐条の内部につい
ての問題を聞きたかったのでございま
す。

なお片山参考人には意見を伺ったのでありますが、その中で一条、二条の目的並びに定義などの問題について私どもの考えるところと違っているものもいくつか承わりたいと思つたのです。これも意見の相違になりましょうから、願わくば審議だけはこれで終りまして、懇談会にでもしていただいで態度をきめていただいだらどうかと思ひます。

○世耕委員長　本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後三時二十六分散会

[illegible]